

宮崎県蜜蜂飼育管理マニュアル

令和7年12月

1はじめに

蜜蜂は、蜂蜜の生産をはじめ、花粉交配用として利用されるなど、多面的な役割を担っており、本県農業の持続的発展に不可欠な品目として位置づけられています。

しかしながら、全国的な蜜源の減少や趣味の養蜂家の増加など、養蜂を取り巻く環境が変化する中、平成24年6月に養蜂振興法の一部改正が行われ、原則として全ての蜜蜂飼育者に対して飼育届が義務づけられたほか、県の一定の関与のもとで、適正な蜜蜂の管理や蜂群の配置を推進していく方針が示されました。

また、近年、全国的に新たに養蜂を始める方が増加する一方、蜜源植物の植栽面積は減少傾向で推移していることに加え、ダニ被害の発生により、一部の地域では園芸作物の花粉交配用蜜蜂の供給に影響も生じています。

このため、本県では、蜜蜂の飼育や蜂病への理解促進と養蜂振興を図る目的に、適切な管理を行うためのマニュアルを策定しました。蜜蜂を飼育する場合には、養蜂振興法及び本マニュアルの内容を遵守し、適切な対応を取られるようお願いします。

2蜜蜂飼育者の手続等

蜜蜂飼育に必要な手続等は以下のとおりとなりますので、該当する場合は、必要な届出等を行ってください。

○飼育届

飼育形態等	届出
反復継続して蜜蜂の飼育を行う者又は蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者	要 (※1)
反復利用が可能な蜂房を利用して蜜蜂の飼育を行う者（主に巣枠式巣箱を利用）	要
反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う者（自然巣洞、重箱式巣箱等を利用）	不要 (※2)
農作物等の花粉授精のために蜜蜂の飼育を行う場合で、花粉授精期以外も飼育している又は蜂蜜等を採取している者	要
花粉授精期のみ、自らの農作物等の作付規模に応じた数の蜂群を配置している者	不要 (※3)

※1 「譲渡」とは、有償、無償を問わず、また、いわゆる「趣味」の人も含まれます。

※2 ただし、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがない場合に限ります。また、自然巣洞、重箱式巣箱等を利用する場合であっても、反復利用して飼育している場合は、届出が必要です。

※3 使用後の焼却や養蜂業者への返却等の防疫上の措置をとることが必要です。

○転飼許可申請書

区分	申請先
県内から県外へ蜜蜂を移動	転飼先の都道府県知事
県内で蜜蜂を移動	宮崎県知事
県外から県内へ蜜蜂を移動	宮崎県知事

※ 県内で蜜蜂を移動とは、以下の区域を越えた場合とします。

- ・宮崎市及び東諸県郡
- ・日南市及び串間市
- ・都城市及び北諸県郡
- ・小林市、えびの市及び西諸県郡
- ・西都市及び児湯郡
- ・延岡市、日向市及び東臼杵郡
- ・西臼杵郡

3 飼育届について

蜜蜂飼育者（飼育予定者）は、1月1日現在で飼育している蜂群数と年間飼育計画を蜜蜂飼育届（様式第1号）に記入し、1月31日までに、飼育者の住所地を管轄する西臼杵支庁・各農林振興局畜産主務課に提出してください。

なお、届出の内容を基に、各地域における分布調整会議等で調整を行いますが、既存の蜂場との距離確保や伝染病のまん延防止の観点から、設置場所の再検討や群数の変更を求めることができます。

（1）事前調整（初めて蜜蜂を飼育する場合、又は新たな場所で蜜蜂を飼育する場合）

事前に設置予定場所周辺に既存の養蜂業者がいないかを確認願います。飼育情報が不明な場合には、最寄りの西臼杵支庁・各農林振興局畜産主務課にお問い合わせください。

なお、既存の養蜂業者と近接している場合には、蜜源の状況に応じて、当事者間で事前に協議を行ってください。また、自己所有地でない場所に巣箱を設置する場合は、地権者から土地の使用についての承諾（許可）を得ることも必要です。

（2）記入上の留意点

①1月1日現在蜜蜂飼育状況

- ・1月1日現在に所有する全ての蜂群について、飼育場所及び飼育蜂群数を記入してください。

※飼育場所が多い場合は、代表的な飼育場所に続けて「ほか」と記入し、蜂群数は全ての場所の合計を記入することよいものとします。

- ・飼育場所は、地番まで記入してください。

②蜜蜂飼育計画

- ・1月1日から12月31日までの1年間に係る全ての蜂群の飼育場所について、群の増減計画を含めて記入してください。

- ・県内外で転飼予定がある場合には、転飼先の飼育場所についても漏れなく記入してください。
- ・飼育場所は、地番まで記入してください。
- ・初めて飼育届を提出する場合や新規の飼育場所がある場合は、余白に緯度・経度を追記するか、飼育場所がわかる地図を添付してください。

(3) 飼育計画の変更

原則として、飼育計画は調整済みであることから、特段の理由が無い場合には変更しないようにしてください。なお、蜂群の飼育場所、蜂群数等の変更が生じた場合には、その理由を付して蜜蜂飼育変更届（様式第2号）により速やかに（原則、変更の事実が生じてから30日以内）飼育者の住所地を管轄する西臼杵支庁・各農林振興局畜産主務課に提出願います。

4 転飼許可申請書について

蜜蜂を移動させる場合、県外からの移動であれば移動先で蜜蜂の飼育を始める日の2か月前までに、県内で（定められた区域を越えて）の移動であれば1か月前までに、蜜蜂転飼許可申請書（様式第3号）を最寄りの西臼杵支庁・各農林振興局畜産主務課に提出してください。

なお、自己所有地でない場所に巣箱を設置する場合は、地権者から土地使用承諾書を得て、転飼許可申請書と同時に提出願います。

(1) 記入上の留意点

- ①転飼申請直前の飼育場所、転飼しようとする場所及び土地所有者住所氏名、転飼蜂群数、主な蜜源、転飼期間、飼育管理者住所氏名
 - ・転飼申請直前の飼育場所は、県外の場合は都道府県名、県内の場合は市町村名までの記入でよいものとします。
- ②添付書類
 - 転飼しようとする場所が本人以外の所有である場合は、土地使用承諾書及び付近見取図を添付してください。

(2) 転飼許可申請に係る手数料について

以下の手数料額に相当する県証紙を転飼許可申請書の上部余白部分に貼り付けて納付願います。

- ◇1場所15蜂群以下については、1蜂群につき150円
- ◇1場所16蜂群以上については、1場所につき2,300円

(3) 腐蛆病検査の受検

蜜蜂を採蜜のため県外から導入する場合においては、移入元の都道府県が発行した「腐蛆病検査証明書」の原本を、移入後直ちに設置場所の住所を所管する家畜保健衛生所に提出してください。

また、県外に移出する場合には、飼育地を管轄する家畜保健衛生所に申請書を提出し、検査証明書の交付を受ける必要があります。

別記
様式第1号（第2条関係）

蜜蜂飼育届

年　月　日

宮崎県知事 殿

現　住　所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電　話　番　号

養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に關し、必要な協力を求められることがあります。

様式第2号（第2条関係）

蜜蜂飼育変更届

年　月　日

宮崎県知事 殿

現　住　所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電　話　番　号

養蜂振興法第3条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

	変更前の飼育計画	変更後の飼育計画
飼育場所		
飼育予定最大計画蜂群数	(うち日本蜜蜂)	(うち日本蜜蜂)
飼育期間		

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に關し、必要な協力を求められることがあります。

様式第3号（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年　月　日

宮崎県知事 殿

現　住　所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電　話　番　号

養蜂振興法第4条第1項
下記のとおり転飼したいので許可願いたく蜜蜂転飼条例第3条第1項の規定により申請します。

記

	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	転蜂群数	主な蜜源	転飼期間	飼養管理者住所氏名
1				(うち日本蜜蜂)		月 日から 月 日まで	
2				(うち日本蜜蜂)		月 日から 月 日まで	
3				(うち日本蜜蜂)		月 日から 月 日まで	
4				(うち日本蜜蜂)		月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 転飼しようとする場所が本人以外の所有である場合は、土地使用承諾書及び付近見取図を添付すること。
- 4 この申請書の様式は、九州各県の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。

添付書類

土地使用承諾書及び付近見取図

(付近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、蜂場は赤印で明記してください。)

	土地使用承諾書	付近見取図
1	場所 面積 (坪数又はm ²) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	
2	場所 面積 (坪数又はm ²) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	
3	場所 面積 (坪数又はm ²) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	
4	場所 面積 (坪数又はm ²) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	

備考 添付書類については、昨年と同一の場所に転飼する場合は、提出する必要はありません。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出してください。

5 情報の取扱い

県は、飼育届や転飼許可申請書の記載内容について、個人情報として十分な注意を持って取り扱うこととしますが、養蜂振興法上必要な場合においては、蜜蜂飼育者や関係機関への情報提供もありますので、御了承願います。

6 伝染病と衛生対策

蜜蜂は病気に対して基本的には抵抗力があり、異常のある蜂児を捨てることで群内に病気がまん延することを防いでいます。そのため、何らかの原因で蜂児と成蜂のバランスが崩れた場合に病気が発生します。病気の発生を未然に防ぐためには、衛生的な管理を行い、強健な蜂群を維持することが重要となります。

(1) 基本的な衛生管理

- ①巣箱を設置する場所は、風通しのよい、できるだけ乾いた場所を選定し、あらかじめ蜜蜂に影響が少ないとされる消石灰を用いて、土壤消毒をしておきましょう。
- ②蜂場に入る場合は、清潔な専用の衣服に着替えを行うとともに、巣箱から十分に離れたところで靴底の消毒を行うなど、外部からの病原体の持ち込みに十分注意しましょう。
- ③養蜂に使用する器具を媒介して、蜂群から蜂群に病気を伝染させる可能性がありますので、使用器具の消毒を行いましょう。熱湯による消毒も有効ですが、腐蛆病の病原菌は熱湯では死滅しませんので、グルタールアルデヒドやヨードホールを成分とする消毒薬を用いて消毒しましょう。なお、これらの消毒液は蜜蜂に害がありますので、消毒後は器具を十分に水洗しましょう。
- ④巣箱の消毒については、消毒薬を使用した場合に蜂蜜へ薬剤が移行する可能性がありますので、消毒薬の使用はできません。巣箱は水洗後、ロウなどを丁寧に取り除き、小型バーナーなどによる火炎消毒を行いましょう。
- ⑤巣板は病気の感染源となることがありますので、定期的に新しいものと交換しましょう。
- ⑥定期的に巣門（出入口）付近や内部を注意深く観察し、病気の兆候を見逃さないようにしましょう。

(2) 蜜蜂の病気

蜜蜂の病気には、家畜伝染病予防法の規定により、届け出が必要なものがあります。

病気の発生が疑われる場合には、速やかに巣箱を設置した住所を管轄する家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

なお、家畜伝染病予防法に規定されている伝染病とその他の注意を要する病気の対応については、以下のとおりです。

①家畜伝染病予防法に規定されている病気

〈法定伝染病〉

疾病名	アメリカ腐蛆病	ヨーロッパ腐蛆病
原因	細菌感染による。芽胞を形成する細菌であるため熱や乾燥、一般的な消毒薬に抵抗性がある。	細菌感染による。芽胞は形成しない。
発生要因	感染の多くは春先にみられるが、季節に関係なく発生する。一度発生がみられると、蜂場の土壤や巣板に残存し、再発生する可能性が高まる。巣箱の中では、働き蜂を介して巣箱全体へ広がる。他群へは群の合同や巣板の移動、養蜂器具を介した人為的な影響や盗蜂が感染の要因となる。	
症状	孵化3日以内の幼虫に感染し、幼虫や蛹の時期に死亡する。巣脾の産卵圏が不規則で有蓋房の中に無蓋房が点在し、特徴的な膠臭がする。 無蓋房の死亡蜂児は働き蜂により巣外へ除去される。有蓋房では、巣房の蓋にくぼみや小孔がみられ、死亡蜂児は粘調性で2～3cmの糸を引き、褐色～チョコレート～黒色へ変化する。発見が遅れた場合、やがて巣内から蜂場全体、地域へと感染が広がる。	無蓋房の蜂児に死亡が多くみられ、発酵臭や酸臭がする。 死亡した蜂児は粘調性ではなく、虫体内部は水様で、透明～汚白色～灰褐色へと変化する。
対策	発病群は法律に基づき焼却処分する。予防対策として動物用医薬品である抗生素（タイロシン製剤）の投与が有効。使用する場合は蜂蜜等への残留を防止する。	

〈届出伝染病〉

疾病名	チョーク病
原因	ハチノスカビ
発生要因	風通しの悪い湿った蜂場に発生しやすく、特に夏、初夏、秋に発生しやすい。蜂児を長時間30℃以上にさらすと発症率が高くなる。
症状	産卵圏が不規則となり、蜂児は白色ミイラ化（チョーク状）し、経過とともに黒色となり、群が弱体化する。雄蜂児に感染が多く、感染状況は巣門周囲にミイラ化蜂児が散在状況により推定できる。
対策	使用できる動物用医薬品はない。一般的に自然治癒するが、巣箱の底や巣板上に除去されないものが増加した場合は自然治癒が難しくなる。内検時に巣板を長時間外に置かないことなど、巣板を冷やさないようにする。定期的な草刈や水はけを良くするなど、良好な蜂場環境を確保することが予防上重要。

疾病名	バロア病
原因	ミツバチヘギイタダニの発生
発生要因	群の合同や蜂群間で巣板の移動、新しい蜂の導入などにより感染する。ミツバチヘギイタダニは、通常は巣箱内で生活史を完結しているので、他の群に広がることはないが、人為的要因や盗蜂、蜂の他群への迷い込みによりダニを伝播している可能性がある。
症状	ミツバチヘギイタダニは蜂児や成虫に寄生し、体液を吸って成長する。その結果として、羽に奇形のある蜂の増加や幼虫・蛹の死亡により群が弱小化する。最初は体表に成ダニを付着させた働き蜂が目に付くようになり、その後、羽化不全の蜂が巣板に見られるようになる。寄生が高率になると、巣門前に蛹や羽に奇形のある成蜂が捨てられるようになる。
対策	動物用医薬品である殺ダニ剤(フルバリネット製剤、アミトラズ製剤、チモール製剤)を使用して、ダニの駆除を定期的に行う。薬剤を使用する場合は蜂蜜等への残留を防止する。

疾病名	アカリンドニ症
原因	アカリンドニの気管内寄生
発生要因	冬期から早春に発生し、成蜂のみが発症する。新しい女王蜂の導入や蜂の移動、分蜂が要因となる。日本では、2010年に初めて確認された。
症状	巣箱内や巣門に異常蜂や飛翔力のない蜂が増加する。一般的には無症状な場合が多く、寿命の短縮がみられる。
対策	使用できる動物用医薬品はない。

疾病名	ノゼマ病
原因	ミツバチ微胞子虫の消化管内寄生
発生要因	早春に発生し、特に越冬期間の長い寒冷地ほど発生が多い。成蜂のみが発症する。新しい蜂の導入が要因となる。
症状	巣箱内や巣門、巣枠上部の異常蜂や飛翔力のない蜂が増加する。成虫の腸管内で微胞子虫が増殖することにより、下痢が起こり、巣箱の内外が糞で過剰に汚れる。また、腹部の膨満や体表面の横縞の消失が認められる。
対策	使用できる動物用医薬品はない。乾燥した糞は長期間、感染源となるため、病気が確認された場合は、巣箱の汚染除去又は全交換が必要となる。

○その他の注意を要する病気

疾病名	サックブルード病
原因	サックブルードウイルス
発生要因	トウヨウミツバチでは主要な病気であるが、セイヨウミツバチでは重症例は知られておらず、国内での発生事例も少ない。ウイルスは感染蜂児の脂肪や筋肉組織に存在する。成虫にも感染するが、発病はしないためキャリア(ウイルスの運び役)として蜂児に感染を拡げる要因となる。
症状	ウイルスに感染した蜂児が蛹になる前に表皮が袋(サック)状となり、頭部側に水がたまつた状態になる。死亡した蜂児の古くなった死骸は乾燥ミイラ状になる。
対策	使用できる動物用医薬品はない。ニホンミツバチもトウヨウミツバチの亜種であるため、できるだけニホンミツバチとの接触を避けるようにする。

疾病名	スムシ(ハチノスツヅリガ)
原因	ハチノスツヅリガの幼虫
発生要因	蜂の数が減少した群で巣板を食害する。強群では被害はほとんどない。採蜜後の巣板や新しい巣礎枠ではあまり発生しない。夏場の高温時に被害が大きくなる。
症状	巣板に絹糸と糞でトンネルをつくり、移動しながら巣板を食害する。食害がひどい場合は、蜂群は巣から逃げてしまう。保管している巣板も食害する。
対策	巣板の冷凍処理(ドライアイスで可)によるハチノスツヅリガの幼虫や卵の駆除

疾病名	麻痺病
原因	麻痺病ウイルス
発生要因	春から夏によく発生する。ミツバチヘギイタダニ(バロア病の原因)がこのウイルスの媒介をするとの報告がある。
症状	発病すると胸部背面と腹部の体毛が脱落するため、体色が黒っぽくなり、腹部の縞模様が不鮮明になる。やがて巣門付近で正常に動けず、体や羽を痙攣するようになり、死亡する蜂が見られる。この病気は、一過性で収まることが多いが、場合によっては巣門付近に多くの死亡した蜂が見られることがある。死亡蜜蜂は黒褐色であり、他の死亡状況とはつきり区別が可能。
対策	ウイルスに効果のある薬はない。感染した個体の除去を行うとともに、ミツバチヘギイタダニ対策を確実に行う。

7 動物用医薬品等の適切な使用について

(1) 動物用医薬品

蜜蜂に使用できる薬剤は、腐蛆病予防のためのミロサマイシン製剤とタイロシン製剤（ミロサマイシン製剤は現在販売中止）、ミツバチヘギイタダニ駆除薬としてフルバリネート製剤とアミトラズ製剤、チモール製剤が薬事法により承認されています。（令和7年12月5日現在）

これらの蜜蜂用の動物用医薬品は薬機法により使用が規制（薬機法第83条の4第1項）されており、蜂蜜やローヤルゼリー等の生産物への残留を防ぐために、投与中や投与後に食用生産物の採取ができないなど、使用者が遵守すべき基準（動物用医薬品の使用の規制に関する省令第2条）が定められています。使用に当っては、使用方法、用量、使用禁止期間、使用上の注意などの使用基準をよく確認し、生産物へ残留が生じないようにする必要があります。また、これらの薬剤を使用した場合は帳簿を作成して記載するようしてください。

なお、蜜蜂への使用が承認されていない医薬品（個人製造や輸入）の使用は薬機法により禁止されており、罰則規定もありますので絶対に使用しないでください。

医薬品名	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アミトラズを有効成分とする懸垂剤	みつばち（採蜜しているものを除く）	みつばちの巣板4枚当たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること	—
チモールを有効成分とする蒸散剤	みつばち	みつばちの巣板8枚当たり15g以下の量を巣箱内に設置すること	—
フルバリネットを有効成分とする懸垂剤	みつばち	みつばちの巣板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること	食用に供するはちみつ及びその他の生産物を生産している期間
タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	みつばち	[粉糖投与] みつばちの成虫1万匹あたり50mg（力価）、粉糖5gに均一に添加し週1回3週間、育児箱の上部から散布すること。育児箱当たり200mg（力価）を上限とする。 [代用花粉投与] みつばちの育児箱当たり200mg（力価）、代用花粉250gに均一に添加し、適正容量のトレーに入れて固化したもの	食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前28日間

		を育児箱内の巣枠の上に本剤添加代用花粉の面が下側になるように設置し週1回、3週間投与すること。	
ミロサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	みつばち	7日量としてみつばちの育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混じて250gとしたものを経口投与すること	食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日間

【使用簿の記載項目】

- ①使用年月日
- ②使用場所
- ③使用した動物用医薬品の名称
- ④使用対象群数や管理番号
- ⑤用法・用量
- ⑥食用のために出荷することができる年月日

(2) トレーサビリティ（生産歴記帳）

生産、流通の履歴を記帳し、万が一緊急事態が発生した際に、採蜜から消費者への蜂蜜を提供する過程が特定できるようにしておく必要があります。

代用・代替飼料の給餌、群の移動、動物用医薬品の投与、掃除採蜜の実施状況等の記録、蜂場ごとの採蜜などの作業や採蜜量等について記録しておきましょう。

なお、採蜜・衛生管理台帳については、一般社団法人日本養蜂協会が作成した様式がホームページに載っていますので参考にしてください。

(3) ポジティブリスト制度（残留農薬等の基準）

食品衛生法の改正に基づき平成18年に導入された制度で、これまで残留基準が設定されていない農薬、動物用医薬品、飼料添加物等についても残留基準値を設定し、基準値を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止を行うこととしたものです。

残留が確認された場合は、食品衛生法に基づき回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合も含めて、使用者の責任となります。

◎ ミロサマイシン製剤の残留事例

腐蛆病予防のためミロサマイシン製剤を専用飼料ではなく、自家調整飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着し、洗浄で除去しきれず蜂蜜に残留し、当該ロットと直前に出荷された合計約3トンが回収された事例があります。

8 飼育上の注意について

飼育者は、蜜蜂の防疫や周辺住民への迷惑や危害防止を図ることとし、特に以下の点について御注意願います。

- ①巣箱の設置場所については、直接的に近隣住民等への危害とならないか、スズメバ

チなどを呼び込む誘因となり間接的な危害の原因を与えることとなるいかを十分に考慮願います。

- ②巣内の点検を定期的に行い、ウイルスや寄生虫（ダニ）、蜂が罹患する様々な病気についての予防に努め、予測しない分蜂を防止し、適正な蜂群の管理を行ってください。
- ③蜜蜂への農薬散布による被害を防止する目的で、県では防除協会から事前に散布計画を入手し、飼育者へ情報提供しています。農薬の散布日時を御確認の上、被害が直接及ぶことのないよう御注意願います。

9 蜂蜜の販売等について

蜂蜜については、明確な表示と適切な取扱いが求められています。販売する場合においては、法律等に沿った対応をお願いします。

- 「不当景品類及び不当表示防止法」（平成 37 年法律第 134 号）
- 同法律第 11 条第 1 項に基づく「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」
- 「食品衛生法」
- 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）」
- 「養蜂振興法」

10 養蜂関連情報ホームページについて

- 宮崎県（<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinsei-chikusan/index.html>）
- 宮崎県 農林水産業ナビ ひなた MAFIN（畜産関連の申請・届出）
(<https://hinatamafin.pref.miyazaki.lg.jp/soshiki/chikusanshinkoka/index.html>)
- 農林水産省（<http://www.maff.go.jp/j/org/index.html>）
- 一般社団法人日本養蜂協会（<https://beekeeping.or.jp>）

※（一社）日本養蜂協会のホームページには、養蜂技術に関する以下の資料が掲載されていますので、参考にしてください。（情報は令和 7 年 3 月時点のものです。）

- ①養蜂技術指導手引書Ⅱ「養蜂における衛生管理」
- ②養蜂技術指導手引書Ⅱ「ミツバチの感染症 ヨーロッパ腐蝕病」
- ③養蜂技術指導手引書Ⅲ「養蜂における衛生管理-消毒技術（再改訂版）」
- ④養蜂技術指導手引書Ⅳ「クマによる養蜂被害防除〔改訂版〕」
- ⑤養蜂技術指導手引書Ⅴ「養蜂における衛生管理-ダニ防除技術（再改訂版）」
- ⑥養蜂技術指導手引書2022「ミツバチデータブック」
- ⑦養蜂技術指導手引書2023「ミツバチの生物学を養蜂に活かす」
- ⑧養蜂技術指導手引書2024「ミツバチヘギイタダニの生物学」
- ⑨施設園芸農家向けミツバチの管理マニュアル2024
- ⑩「はちみつの瓶詰等の製造における H A C C P 導入の手引書」と「蜜蜂の採蜜・衛生管理台帳」 [本文ダウンロード](#)

11 養蜂振興法

(昭和 30 年 法律第 180 号)

(改正 H24. 6. 27 法律第 45 号、H25. 1. 1 施行)

(目的)

第一条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群（以下「蜂群」という。）の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農産物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

(蜜蜂の飼育の届出)

第三条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であって、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 蜂群数
 - 三 飼育の場所及びその期間
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。
 - 3 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省令の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。
 - 4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(転飼養蜂の規制)

第四条 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

(蜜蜂の適切な管理)

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(蜜源植物の保護増殖)

第六条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病害虫の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表示)

第七条 蜂蜜を精製（脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。）して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

第十条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、蜜源の状態、蜂群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

(助成)

第十一條 政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

1 2 養蜂に関する県の相談窓口

県では、養蜂に係る業務の遂行において、聞き取りや立入検査を行う場合がありますので、御理解と御協力を願います。養蜂の振興に関すること、衛生対策に関すること等は、最寄りの県関係機関へお問い合わせください。

連絡先		
<飼育届等の相談窓口>		
西臼杵支庁 農政水産課	高千穂町大字三田井 22	0982-72-2108
中部農林振興局 農畜産課	宮崎市橋通東 1-9-10	0985-26-7280
南那珂農林振興局 農畜産課	日南市戸高 1-12-1	0987-23-4313
北諸県農林振興局 農畜産課	都城市北原町 24-21	0986-23-4509
西諸県農林振興局 農畜産課	小林市細野 367-2	0984-23-3166
児湯農林振興局 農畜産課	高鍋町大字北高鍋 3870-1	0983-22-1365
東臼杵農林振興局 農畜産課	延岡市愛宕町 2-15	0982-32-6136
<蜂病の相談窓口>		
宮崎家畜保健衛生所 防疫課	宮崎市佐土原町下那珂 3151-1	0985-73-1377
都城家畜保健衛生所 防疫課	都城市高崎町大牟田 4213-1	0986-62-5151
延岡家畜保健衛生所 防疫課	延岡市小野町 4234	0982-32-4308
<養蜂振興法・その他の相談窓口>		
畜産振興課 酪農・中小家畜振興担当	宮崎市橋通東 2-10-1	0985-26-7141